

県営建設（建築）工事の設計業務等積算要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
県営建設（建築）工事の設計業務等積算要領	県営建設（建築）工事の設計業務等積算要領
第1章 総則	第1章 総則
1. 基本事項	1. 基本事項
本要領は、県営建設（建築）工事の設計業務等積算基準（平成22年3月4日建技第703号）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。	本要領は、県営建設（建築）工事の設計業務等積算基準（平成22年3月4日建技第703号）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。
2. 設計業務等委託料の積算に関する事項	2. 設計業務等委託料の積算に関する事項
2. 1 業務人・時間数	2. 1 業務人・時間数
(1) 設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、 <u>平成31年国土交通省告示第98号</u> 別添一第1項に掲げる一般業務及び追加業務（内容は特記仕様書による。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。	(1) 設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、 <u>令和6年国土交通省告示第8号</u> 別添一第1項に掲げる一般業務及び <u>別添四に掲げる追加業務</u> （内容は特記仕様書による。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
(2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）並びに契約書、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。	(2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）並びに契約書、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
(3) 工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、 <u>平成31年国土交通省告示第98号</u> 別添一第2項に掲げる一般業務及び追加業務（内容は特記仕様書による。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。	(3) 工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、 <u>令和6年国土交通省告示第8号</u> 別添一第2項に掲げる一般業務及び <u>別添四に掲げる追加業務</u> （内容は特記仕様書による。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
(4) 複数の棟の設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。	(4) 複数の棟の設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。
(5) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。	(5) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。
(6) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。	(6) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。
2. 2 直接人件費単価	2. 2 直接人件費単価
直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。	直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。
なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の <u>免許取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士の免許取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者</u> が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。	なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士として2年又は同法第2条第3項に規定する二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。
2. 3 床面積の合計	2. 3 床面積の合計
第2章2. 2、4. 2、6. 2又は7. 2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2. 2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。	第2章2. 2、4. 2、6. 2又は7. 2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2. 2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。
2. 4 諸経費率	2. 4 諸経費率
諸経費率は、1. 1を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章4. 又は7. による場合の諸経費率は、1. 0を標準とする。	諸経費率は、1. 1を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章4. 又は7. による場合の諸経費率は、1. 0を標準とする。

改 正 前	改 正 後
2. 5 技術料等経費率 技術料等経費率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章4. 又は7. による場合の技術料等経費率は、0.2を標準とする。	2. 5 技術料等経費率 技術料等経費率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章4. 又は7. による場合の技術料等経費率は、0.2を標準とする。
2. 6 特別経費 特別経費には、契約保証料等が含まれる。	2. 6 特別経費 特別経費には、契約保証料、 <u>行政手数料</u> 、 <u>公共建築設計者情報システム</u> （以下「PUBDIS」という。）への <u>業務カルテ登録料</u> 等が含まれる。
2. 7 端数処理等の取扱い (1) 技術等経費 技術等経費は、算出された金額の範囲内で業務価格が10,000円単位となるよう端数調整（切捨て）するものとする。 (2) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。	2. 7 端数処理等の取扱い (1) 技術等経費 技術等経費は、算出された金額の範囲内で業務価格が10,000円単位となるよう端数調整（切捨て）するものとする。 (2) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。
3. 契約変更の扱い (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。 (2) 計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。 (3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。	3. 契約変更の扱い (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。 (2) 計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。 (3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として <u>〔当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率〕</u> を乗じて <u>算出した金額から万円未満を切捨て</u> 、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。 <u>ただし、計画通知手続き等に係る行政手数料、PUBDISへの業務カルテ登録料等については、これを乗じないものとする。</u>
第2章 業務人・時間数の算定方法 1. 共通 業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。 $(\text{業務人・時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$ 一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。	第2章 業務人・時間数の算定方法 1. 共通 業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。 $(\text{業務人・時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$ 一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。
2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法） 2. 1 適用 この算定方法は、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に <u>適用する</u> 。	2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法） 2. 1 適用 この算定方法は、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に <u>用いる</u> 。
2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定 (1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 <u>平成31年国土交通省告示第98号</u> （以下「告示98号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて <u>次式</u> により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。	2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定 (1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定 <u>令和6年国土交通省告示第8号</u> （以下「告示8号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて <u>(イ) 又は (ロ) に掲げる算定式</u> により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。 <u>(イ) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が20,000m²未満又は30,000m²を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000m²未満又は30,000m²を超える場合）又は第七号から第十二号</u> $A = a \times S b$ A : 業務人・時間数 S : 床面積の合計 (m ²)

改 正 前	改 正 後
	<p style="color: red;"><u>計が 20,000 m²以上 30,000 m²以下の場合)</u></p> <p style="color: red;"><u>A = a × S + b</u></p> <p style="color: red;"><u>A : 業務人・時間数</u></p> <p style="color: red;"><u>S : 床面積の合計 (m²)</u></p>
<p>(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。</p> <p>(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数)</p> $= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$ <p>(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表 2-2 によるものとする。</p> <p>(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。</p> <p>(二) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。</p> <p>(3) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(ろ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。</p> <p>(4) 複合建築物の算定方法</p> <p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</p>	<p>(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。</p> <p>(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数)</p> $= (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$ <p>(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表 2-2 によるものとする。</p> <p>(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。</p> <p>(二) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。</p> <p>(3) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示8号別添三第3項から第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合においては、同表(ろ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。</p> <p>(4) 複合建築物の算定方法</p> <p>異なる2以上の用途に供する建築物で、告示8号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表1-4に掲げる係数(以下、「複合化係数」という)を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の单一用途とみなして業務人・時間数を算定する。</p>
<h2>2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</h2> <p>業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。</p> <p>(1) 積算業務</p> <p>成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成 <p>(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) × 0. 2</p> <p>ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2. 2(3)に定める難易度係数による補正是行わないものとする。</p> <p>(2) 計画通知又は確認申請に関する手続業務</p> <p>計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 32人・時間 ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 24人・時間 ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 16人・時間 	<h2>2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</h2> <p>業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。</p> <p>(1) 積算業務</p> <p>成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成 <p>(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) × 0. 25</p> <p>ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2. 2(3)に定める難易度係数による補正是行わないものとする。</p> <p>(2) 計画通知又は確認申請に関する手続業務</p> <p>計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 32人・時間 ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 24人・時間 ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 16人・時間
<h2>3. 設計業務に関する算定方法2 (図面目録に基づく算定方法)</h2>	<h2>3. 設計業務に関する算定方法2 (図面目録に基づく算定方法)</h2>

改 正 前	改 正 後
<p>3. 1 適用</p> <p>この算定方法は、図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に<u>適用する</u>。</p> <p>なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。</p>	<p>3. 1 適用</p> <p>この算定方法は、図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に<u>用いる</u>。</p> <p>なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。</p>
<p>3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。</p> <p>(一般業務に係る業務人・時間数) = Σ (図面1枚毎の業務人・時間数)</p> <p>(2) 一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定</p> <p>図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。</p> <p>(イ) 建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数 (業務人・時間数) = <u>12. 540</u> × (図面1枚毎の換算図面枚数)</p> <p>(ロ) 設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数 (業務人・時間数) = <u>9. 357</u> × (図面1枚毎の換算図面枚数)</p> <p>(3) 図面1枚毎の換算図面枚数の算定</p> <p>(イ) (2)に掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。 (図面1枚毎の換算図面枚数) = 1 × (複雑度) × (CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度)</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる式における「複雑度」は、別表2-1により設定することができるものとする。</p> <p>(ハ) (イ)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面のCADデータ、<u>書式の電子データ</u>等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、<u>その影響度を、0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定する</u>ことができるものとする。</p> <p>3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成 <p>(積算業務に係る業務人・時間数) = <u>0. 8872</u> × (実施設計に係る業務人・時間数) <u>0. 796</u></p> <p>ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3. 2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1. 0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。</p>	<p>3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。</p> <p>(一般業務に係る業務人・時間数) = Σ (図面1枚毎の業務人・時間数)</p> <p>(2) 一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定</p> <p>図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。</p> <p>(イ) 建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数 (業務人・時間数) = <u>13. 567</u> × (図面1枚毎の換算図面枚数)</p> <p>(ロ) 設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数 (業務人・時間数) = <u>10. 233</u> × (図面1枚毎の換算図面枚数)</p> <p>(3) 図面1枚毎の換算図面枚数の算定</p> <p>(イ) (2)に掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。 (図面1枚毎の換算図面枚数) = 1 × (複雑度) × (CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度)</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる式における「複雑度」に係る係数は、別表2-1により設定することができるものとする。<u>なお、「複雑度」に係る係数は、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表2-1によりがたい場合は、実情に応じて設定することができるものとする。</u></p> <p>(ハ) (イ)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」に係る係数は、発注者が既存図面のCADデータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定することができるものとする。</p> <p>3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算数量算出書の作成 ・単価作成資料の作成 ・見積収集 ・見積検討資料の作成 <p>(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) × 0. 21</p> <p>ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3. 2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1. 0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4. 耐震改修設計業務に関する算定方法（床面積に基づく算定方法）</p> <p>4. 1 適用</p> <p>この算定方法は、床面積の合計が別表1－2に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の<u>一般業務のうち</u>基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、<u>構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。</u></p> <p>なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。</p> <p>4. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>別表1－2に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。</p> <p>4. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>3. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、4. 2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、3. 3の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。</p> <p>5. 設計意図伝達業務に関する算定方法</p> <p>5. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に<u>適用する。</u></p> <p>5. 2 業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。</p> <p>(2) (1)によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2－2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。</p> <p>6. 工事監理業務に関する算定方法</p> <p>6. 1 適用</p> <p>この算定方法は、工事監理業務を委託する場合に<u>適用する。</u></p> <p>6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。</p> <p>(一般業務に係る業務人・時間数) = (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数) × (1 - (対象外業務率))</p> <p>ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、<u>告示9号</u>別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて<u>次式</u>により、別表1－1に掲げる係数を用いて算定する。</p> <p>$A = a \times S b$</p> <p>A : 業務人・時間数</p> <p>S : 床面積の合計 (m²)</p>	<p>4. 耐震改修設計業務に関する算定方法（床面積に基づく算定方法）</p> <p>4. 1 適用</p> <p>この算定方法は、床面積の合計が別表1－2に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、業務人・時間数を算定する場合に<u>用いる。</u></p> <p>なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。</p> <p>4. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>別表1－2に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。<u>また、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。</u></p> <p>4. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>3. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、4. 2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、3. 3の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。</p> <p>5. 設計意図伝達業務に関する算定方法</p> <p>5. 1 適用</p> <p>この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に<u>用いる。</u></p> <p>5. 2 業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。</p> <p>(2) (1)によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2－2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。</p> <p>6. 工事監理業務に関する算定方法</p> <p>6. 1 適用</p> <p>この算定方法は、工事監理業務を委託する場合に<u>用いる。</u></p> <p>6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。</p> <p>(一般業務に係る業務人・時間数) = (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数) × (1 - (対象外業務率))</p> <p>ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、<u>告示8号</u>別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて<u>(イ) 又は (ロ) に掲げる算定式</u>により、別表1－1に掲げる係数を用いて算定する。</p> <p><u>(イ) 第一号から第三号、第四号第1類、第四号第2類（床面積の合計が 20,000 m²未満又は 30,000 m²を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が 20,000 m²未満又は 30,000 m²を超える場合）又は第七号から第十二号</u></p> <p>$A = a \times S b$</p> <p>A : 業務人・時間数</p> <p>S : 床面積の合計 (m²)</p> <p><u>(ロ) 第四号第2類（床面積の合計が 20,000 m²以上 30,000 m²以下の場合）又は第六号（床面積の合計が 20,000 m²以</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>また、「対象外業務率」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。</p> <p>(口) 対象外業務率の考え方は第 3 章を参照。</p> <p>(2) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示 98 号別添三第 4 項及び第 5 項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。</p> <p>(3) 複合建築物の算定方法</p> <p>異なる 2 以上の用途に供する建築物で、告示 98 号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記（1）及び（2）に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。</p>	<p>上 30,000 m²以下の場合 $A = a \times S + b$ A：業務人・時間数 S：床面積の合計 (m²)</p> <p>(イ) 「対象外業務率」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。</p> <p>(ロ) 対象外業務率の考え方は第 3 章を参照。</p> <p>(2) 難易度係数による補正</p> <p>建築物が告示 8 号別添三第 4 項及び第 5 項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合においては、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。</p> <p>(3) 複合建築物の算定方法</p> <p>異なる 2 以上の用途に供する建築物で、告示 8 号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表 1-4 に掲げる複合化係数を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の单一用途とみなして業務人・時間数を算定する。</p>
<p>6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。</p>	<p>6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。</p>
<p>6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、建築工事分（総合及び構造の合計）については（イ）、設備工事分については（ロ）により算定することができるものとする。</p> <p>(イ) 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数 $(\text{業務人・時間数}) = 0.0393 \times (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数})^{0.8718}$</p> <p>(ロ) 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数 $(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.008$</p> <p>ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6. 2 (2) に定める難易度係数による補正は行わないものとする。</p>	<p>6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>業務内容の実情に応じて算定する。</p> <p>なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定することができるものとする。</p> $(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$ <p>ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6. 2 (2) に定める難易度係数による補正は行わないものとする。</p>
<p>7. 耐震診断業務に関する算定方法</p> <p>7. 1 適用</p> <p>この算定方法は、床面積の合計が別表 1-3 に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。</p>	<p>7. 耐震診断業務に関する算定方法</p> <p>7. 1 適用</p> <p>この算定方法は、床面積の合計が別表 1-3 に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に用いる。</p>
<p>7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表 1-3 に掲げる算定式により算定する。</p>	<p>7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表 1-3 に掲げる算定式により算定する。なお、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。</p>
<p>7. 3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>業務内容の実情に応じて算定する。</p>	<p>7. 3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>業務内容の実情に応じて算定する。</p>

改 正 前						改 正 後						
1. 対象外業務率を設定できる条件						1. 対象外業務率を設定できる条件						
1. 1 設計業務の対象外業務率						1. 1 設計業務の対象外業務率						
対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1に定めるところにより設定することができるものとする。						対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1に定めるところにより設定することができるものとする。						
1. 2 工事監理業務の対象外業務率						1. 2 工事監理業務の対象外業務率						
対象外業務率は、地方自治法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2の定めるところにより設定することができるものとする。						対象外業務率は、地方自治法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2の定めるところにより設定することができるものとする。						
2. 対象外業務率の設定の考え方						2. 対象外業務率の設定の考え方						
2. 1 設計業務の対象外業務率（第2章2. の算定方法による場合）						2. 1 設計業務の対象外業務率（第2章2. の算定方法による場合）						
契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0を超える1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。						契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0を超える1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。						
2. 2 工事監理業務の対象外業務率（第2章6. の算定方法による場合）						2. 2 工事監理業務の対象外業務率（第2章6. の算定方法による場合）						
契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超える1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。						契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超える1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。						
						ただし、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目は（1）、標準的に一部が委託業務の範囲外となる業務内容の項目は（2）に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率を、別表2-4に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとする。						
						(1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目						
						・請負代金内訳書の検討及び報告 ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い ・工事期間中の工事費支払い請求の審査 ・最終支払い請求の審査						
						(2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目						
						・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」 ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」 ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」 ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」 ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査書類の作成等						
別表1-1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数												
建築物の類型	建築物の用途等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数						一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数			
			設計			工事監理			設計			
第一号	第1類	130m ² ≤S≤67,000m ²	総合	構造	設備	総合	構造	設備	総合	構造	設備	
			係数a	14.409	2.0738	1.3217	2.1100	0.0675	0.6924			
			係数b	0.5092	0.6528	0.6565	0.6290	0.8629	0.6061			
				3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138			
第二号	第1類	100m ² ≤S≤100,000m ²	係数a	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805			
			係数b	1.7919	1.5395	0.4703	1.5843	0.2141	0.2656			
	第2類		係数a	0.8211	0.7414	0.8876	0.7433	0.7621	0.7982			
			係数b	9.6061	2.6989	1.4421	1.5843	1.5924	1.7281			
別表1-1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算定に係る係数												
建築物の類型	建築物の用途等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数						一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数			
			設計			工事監理			設計			
第一号	第1類	100m ² ≤S≤100,000m ²	係数a	27.3837	5.0069	5.2655	4.2470	0.4091	0.5424			
			係数b	0.4606	0.5846	0.5323	0.5751	0.7406	0.6827			
	第2類		係数a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138			
			係数b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805			
第二号	第1類	100m ² ≤S≤75,000m ²	係数a	28.1322	5.2388	3.5512	8.9383	3.3898	2.4378			
			係数b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934			
	第2類		係数a	40.7832	7.7623	5.9625	11.5599	3.3898	3.1226			

改正前							改正後												
			係数 b	0.7027	0.7242	0.8321	0.7433	0.6055	0.6631	係数 b	0.5313	0.6278	0.6567	0.5535	0.5418	0.5934			
第三号	第1類	340m ² ≤S≤10,000m ²	係数 a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952	第三号	第1類	340m ² ≤S≤10,000m ²	係数 a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504				係数 a	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	3,500m ² ≤S≤49,000m ²	係数 a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952	第四号	第1類	100m ² ≤S≤50,000m ²	係数 a	2.6180	2.1405	0.2144	4.7279	1.0242	0.4045
			係数 b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504				係数 b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
第五号	第1類	100m ² ≤S≤48,000m ²	係数 a	1.3922	1.1125	0.7941	0.8301	0.3220	0.2062	第五号	第1類	100m ² ≤S≤23,000m ²	係数 a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数 b	0.9559	0.8297	0.9166	0.8679	0.7929	0.9201				係数 b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
第六号	第1類	390m ² ≤S≤100,000m ²	係数 a	10.949	3.9794	0.7941	4.2100	1.4033	0.2062	第六号	第1類	300m ² ≤S<20,000m ²	係数 a	4.2525	2.7775	0.3436	6.9500	1.4312	0.4045
			係数 b	0.7691	0.7147	0.9166	0.7365	0.6720	0.9201				係数 b	0.8833	0.7672	1.0615	0.6929	0.6875	0.8741
第七号	第1類	100m ² ≤S≤35,000m ²	係数 a	3.4519	1.0775	1.2988	1.0661	0.1855	0.3565	第七号	第1類	20,000m ² ≤S≤30,000m ²	係数 a	0.8535	0.1100	0.1095	0.2342	0.0293	0.0521
			係数 b	0.8964	0.8682	0.8868	0.8967	0.9223	0.9028				係数 b	9705.8	3339.0	10446.0	1956.4	710.9	1283.4
第八号	第1類	1,400m ² ≤S≤62,000m ²	係数 a	8.8042	6.9841	3.2411	2.1103	1.0055	1.7085	第八号	第1類	30,000m ² ≤S≤100,000m ²	係数 a	4.7045	3.6050	0.5510	6.3506	1.5737	0.5524
			係数 b	0.7796	0.6323	0.7630	0.7806	0.6929	0.6743				係数 b	0.8656	0.7293	0.9820	0.7037	0.6710	0.8291
第九号	第1類	790m ² ≤S≤9,500m ²	係数 a	2.9222	1.0259	0.6062	0.6105	0.1885	0.1538	第九号	第1類	100m ² ≤S≤23,000m ²	係数 a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数 b	0.8921	0.8371	0.9712	0.9422	0.8822	0.9713				係数 b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
第十号	第1類	260m ² ≤S≤13,000m ²	係数 a	8.6230	2.6875	1.8553	1.3190	0.1256	0.2241	第十号	第1類	1500m ² ≤S≤80,000m ²	係数 a	16.474	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数 b	0.7706	0.7150	0.8269	0.8441	0.9073	0.9121				係数 b	0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第十一号	第1類	4,200m ² ≤S≤100,000m ²	係数 a	10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241	第十一号	第1類	100m ² ≤S≤20,000m ²	係数 a	5.8423	1.8168	0.5905	4.1241	0.2574	0.2860
			係数 b	0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121				係数 b	0.7571	0.7867	0.8970	0.7033	0.8788	0.8949
第十二号	第1類	140m ² ≤S≤17,000m ²	係数 a	1.6720	0.3801	0.3274	2.2861	0.1765	0.1260	第十二号	第1類	20,000m ² ≤S≤30,000m ²	係数 a	0.7472	0.2100	0.2283	0.1250	0.0383	0.0802
			係数 b	0.9593	0.9814	1.0367	0.7833	0.8899	0.9986				係数 b	-4402.1	193.9	-307.0	1866.9	784.5	416.0
第十二号	第2類	100m ² ≤S≤6,400m ²	係数 a	6.1008	3.0896	1.2906	7.0433	1.5248	0.5688	第十二号	第2類	30,000m ² ≤S≤100,000m ²	係数 a	3.5691	1.6013	0.5041	4.3181	0.3271	0.3053
			係数 b	0.8633	0.7812	0.9222	0.6876	0.6802	0.8831				係数 b	0.8271	0.8059	0.9187	0.6956	0.8424	0.8858
第十一号	第1類	410m ² ≤S≤27,000m ²	係数 a	6.5589	4.1855	4.6036	7.8034	1.5071	1.5588	第十一号	第1類	100m ² ≤S≤15,000m ²	係数 a	9.8576	3.2695	4.4473	22.6387	1.6641	1.3704
			係数 b	0.8899	0.7699	0.8037	0.7171	0.7059	0.7773				係数 b	0.7620	0.7379	0.7317	0.5313	0.6591	0.7789
第十二号	第2類									第十二号	第1類	200m ² ≤S≤50,000m ²	係数 a	11.7127	3.0002	6.6791	4.1616	1.9885	1.3362
													係数 b	0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
第十二号	第2類									第十二号	第2類	750m ² ≤S≤50,000m ²	係数 a	12.3779	4.4667	7.7544	4.1616	2.7429	1.5771
													係数 b	0.7628	0.7322	0.6989	0.7296	0.6310	0.7369
第十二号	第1類									第十二号	第1類	200m ² ≤S≤15,000m ²	係数 a	12.0133	4.4768	0.3689	3.3837	0.9558	0.1801
													係数 b	0.7109	0.6654	0.9792	0.7671	0.7050	0.9784
第十二号	第2類									第十二号	第2類	4,400m ² ≤S≤46,000m ²	係数 a	1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538

改正前								改正後								
								別表1-4 複合化係数								
								別表2-1 改修工事の設計に係る図面1枚毎の複雑度								
								別表2-2 設計業務に関する業務細分率								
								別表2-3 工事監理業務に関する業務細分率								
改正前	図面の複雑度				複雑度に係る係数				図面の複雑度				複雑度に係る係数			
	建築	A	簡易	0.6	設備	A	簡易	0.6	建築	A	簡易	0.6	設備	A	簡易	0.6
改正後	図面の複雑度				複雑度に係る係数				図面の複雑度				複雑度に係る係数			
	建築	B	標準	1.0	設備	B	標準	1.0	建築	B	標準	1.0	設備	B	標準	1.0
別表2-1 改修工事の設計に係る図面1枚毎の複雑度	図面の複雑度				複雑度に係る係数				図面の複雑度				複雑度に係る係数			
	建築	C	複雑	1.4	設備	C	複雑	1.4	建築	C	複雑	1.4	設備	C	複雑	1.4
(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものとす。																
別表2-2 設計業務に関する業務細分率								別表2-2 設計業務に関する業務細分率								
基本設計に関する業務細分率	業務分野								業務分野							
	業務内容の項目				第1類		第2類		業務分野				第1類		第2類	
実施設計に関する業務細分率	業務分野								業務分野							
	業務内容の項目				総合	構造	設備	総合	構造	設備	総合	構造	設備	総合	構造	設備
設計意図の伝達に関する業務細分率	業務分野								業務分野							
	業務内容の項目				総合	構造	設備	総合	構造	設備	総合	構造	設備	総合	構造	設備
別表2-3 工事監理業務に関する業務細分率								別表2-3 工事監理業務に関する業務細分率								
工事監理に係る業務細分率	業務分野								業務分野							
	業務内容の項目				総合	構造	設備	業務内容の項目				総合	構造	設備	総合	構造
別表2-4 複合化係数	業務分野								業務分野							
	業務内容の項目				複合化係数	総合	構造	設備	業務分野				複合化係数	総合	構造	設備

改 正 前				改 正 後						
分率 工事監理 に関する その他の業務 に係る 業務 細分率	(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07	(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07		
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討 及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.19	0.19	0.20	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討 及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.18	0.19	0.19
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.04	0.06		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.06	0.09
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.15	0.22	0.18	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.16	0.20	0.13
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.07	0.07	0.06	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.05	0.04	0.05
	(6) 工事監理報告書等の提出		0.07	0.05	0.06	(6) 工事監理報告書等の提出		0.06	0.05	0.08
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02	0.02	0.02	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01	0.01	0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		0.04	0.02	0.03	(2) 工程表の検討及び報告		0.06	0.02	0.06
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.07	0.05	0.07	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.11	0.09	0.09
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確 認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02	0.02	0.02	(4) 工事と工事請負契約との照合、確 認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.04	0.04	0.04
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.03	0.04	0.03		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05	0.04	0.04
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の 破壊検査	0.00	0.01	0.00		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の 破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02	0.02	0.02	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.04	0.03	0.04	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.03	0.03	0.03
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01
		(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01		(ii) 最終支払い請求の審査			
備考	改正部分は、下線の部分である									

附則（令和6年3月18日建技第844号）

この基準は、令和6年7月1日から施行する。

別表2－4 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

	業務内容の項目	対象外業 務細分率	
工事監理に 係る対象外 業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	二
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	二
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の 検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	二
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	二
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		二	
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01	
(6) 工事監理報告書等の提出		二	
工事監理に 関するその 他の業務に 係る対象外 業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.01
	(2) 工程表の検討及び報告		二
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		二
	(4) 工事と工事請負契約との照合、 確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の 破壊検査	二
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02
(6) 関係機関の検査の立会い等		0.00	
(7) 工事費支払いの審査		(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.01
		(ii) 最終支払い請求の審査	